

平成26年5月1日
関東森林管理局

森林土木工事に係る調査等業務の有資格者の皆様へ

国有林事業における森林土木工事の調査・設計業務等については、総合評価落札方式を含めた一般競争入札により実施しているところですが、競争参加資格、競争参加資格確認申請書及び総合評価落札方式における技術提案書について、下記のとおり改正したので、お知らせいたします。

記

1 競争参加資格の拡大

【現行】

入札公告の競争参加資格において、配置予定技術者（管理技術者）は、過去15年度間に同種業務において管理技術者として従事した経験を有する者に限定していた。

【改正後】

配置予定技術者（管理技術者）は、過去15年度間に同種業務において、管理技術者、照査技術者及び担当技術者のいずれかに従事した経験を有する者であることとします。

2 添付資料の省略化

【現行】

- (1) 競争参加資格の確認を行うため、入札案件ごとに、競争参加資格確認申請書別記様式4「業務成績」に記載した全ての業務成績評定通知書の写しの添付を義務付けていた。
- (2) 総合評価の評価点審査のため、入札案件ごとに、技術提案書別記様式3-1「予定管理技術者の成績評定表」及び別記様式4-1「企業の業務成績評定表」に記載した全ての業務成績評定通知書の写しの添付を義務付けていた。

【改正後】

別紙様式4、別記様式3-1及び別記様式4-1への業務成績評定通知書の写しの添付については、関東森林管理局管内のいずれかの署等へ、年度の最初の申請書及び技術提案書にだけ添付することとし、2回目以降の申請書及び技術提案書には「〇〇調査設計業務において提出済み」と記入することで、再度の添付は要しないこととします。

注 1) 入札説明書 5.(3)なお書きの場合は、別紙様式2及び別紙様式3へ業務成績評定通知書の写しを、申請の都度添付する必要があります。

注 2) 技術提案書作成要領 2.(2)②オの場合は、別記様式3へ業務成績評定通知書の写しを、技術提案書の提出の都度添付する必要があります。

3 企業の実績及び能力の評価対象の見直し

【現行】

技術提案書別記様式4「企業の実績、能力、信頼性」における業務成績については、関東森林管理局の森林管理局長が発注し、業務成績評価を実施しているものがある場合は、過去2年度間の業務成績表定点の平均点（同種業務に限定しない。）を記載することとしていた。

【改正後】

関東森林管理局の森林管理局長が発注した同種業務において、業務成績評価を実施しているものがある場合は、過去2年度間の業務成績表定点の平均点を記載することとします。

4 その他

- (1) 前記1の改正に伴い、入札説明書及び技術提案書作成要領に記載している総合評価の評価基準及び評価点を一部見直しました。
また、評価基準及び評価点を詳細に表記しました。
- (2) 技術提案書に記載された内容の履行の確認対象を明確にするため、技術提案書作成要領3.(5)ウにおいて、「なお、提案の履行状況の確認は、提出された評価項目すべてについて行う。」と明記しました。
- (3) 技術提案書作成要領中に掲げた期間を明確にするため、技術提案書作成要領3.(7)において、期間の定義を明記しました。（入札公告日の属する年度の業務実績、継続教育、業務成績評定点は、期間外となることに留意してください。）

5 適用年月日

平成26年5月1日以降に入札公告する業務から適用します。

担当：関東森林管理局

経理課契約適正化専門官（TEL:025-210-1149）

治山課治山技術専門官（TEL:025-210-1191）

森林整備課設計指導官（TEL:025-210-1193）